

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成30年12月3日

月曜日

第4433号

目次

告示

- 指定障害福祉サービス事業の廃止 1
- 土地改良区の定款変更の認可

公告

- 保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度 2
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 3

告示

富山県告示第491号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

平成30年12月3日

富山県知事 石井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
自立訓練（生活訓練）	平成30年11月30日	1610500082	特定非営利活動法人ロシナンテ	氷見市朝日本町23-20	ロシナンテ	氷見市朝日本町23-20

富山県告示第492号

土地改良区の定款変更の認可について

黒部川左岸土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭

城 端 地 区	水源かん養保安林	163:91
	土砂流出防備保安林	51:36
小 矢 部	水源かん養保安林	374:14
	土砂流出防備保安林	48:74
氷 見 地 区	水源かん養保安林	15:44
	土砂流出防備保安林	3:58
計	水源かん養保安林	2,809:68
	土砂流出防備保安林	4,224:90
	干害防備保安林	5:92
合 計		7,040:50

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年12月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

ゴルフ5高岡泉店 高岡市泉町1-10

2 店舗を設置する者 菱富食品工業株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社アルペン 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 代表取締役 水野 泰三

(変更後) 株式会社アルペン 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 代表取締役 水野 敦之

- 4 変更の日 平成28年9月28日
- 5 変更の理由 小売業者の代表者変更のため
- 6 届出の日 平成30年11月20日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 平成30年12月3日から平成31年4月3日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由